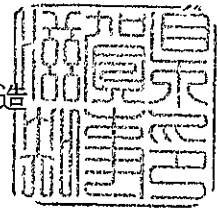




滋 医 険 第 4 7 3 号
令和 8 年 (2026 年) 6 月 29 日

滋賀県医療審議会会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県医療費適正化計画の変更について（諮問）

本県は、令和 6 年 3 月に「誰もが自分らしく幸せを感じられる『健康しが』の実現」を基本理念として「第 4 期滋賀県医療費適正化計画」を策定し、県民の生活の質の維持および向上を確保しつつ、医療に要する費用の過度な増大を抑制するとともに、良質で適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っているところです。

しかしながらその後、高額医療費の増や診療報酬改定等の国の医療制度改革による影響により、一人当たり医療費が増える要因が生じるなど、本県医療費を取り巻く環境は大きく変化しております。

将来にわたり安定的な医療給付および医療提供体制を維持するためには、現行の情勢変化に対応した実効性のある医療費適正化対策を、国が進めている地域フォーミュラリの取組等の施策および本県の保健医療計画等の見直しと一体的に進める必要があります。

ついては、第 4 期滋賀県医療費適正化計画を変更することについて、医療法第 72 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。